（地域経済部の所掌事務）

**第二百三十条**　［略］

2　北海道経済産業局の地域経済部は、前項に掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

3　東北経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

4～6　［略］

7　四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

**第二百三十一条**　［略］

2　［略］

3　東北経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。

4～8　［略］

（電力・ガス事業検査官）

**第二百四十八条**　［略］

2　電力・ガス事業検査官は、命を受けて、電気事業法第百十四条第五項、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十五条の十第五項、ガス事業法第百八十九条第五項、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第四十一条第五項、電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）第三十八条第三項及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二十六条第四項の規定に基づき委任される権限に係る報告又は資料の徴収、立入検査及び検査並びに電気事業及びガス事業の業務及び経理の監査に関する事務を処理する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経済産業省定員規則の一部改正）

**第二条**　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（地域経済部の所掌事務）

**第二百三十条**　［略］

2　北海道経済産業局の地域経済部は、前項に掲げる事務のほか、第二百三十一条第一項第八号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

［新設］

3～5　［略］

6　四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十一条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

**第二百三十一条**　［略］

2　［略］

［新設］

3～7　［略］

（電力・ガス事業検査官）

**第二百四十八条**　［略］

2　電力・ガス事業検査官は、命を受けて、電気事業法第百十四条第五項、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十五条の十第五項、ガス事業法第百八十九条第五項、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第四十一条第五項、電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）第三十八条第三項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二十六条第四項の規定に基づき委任される権限に係る報告又は資料の徴収、立入検査及び検査並びに電気事業及びガス事業の業務及び経理の監査に関する事務を処理する。

改正前

（本省及び各外局別の定員）

**第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 四、五四四人 | |
| 資源エネルギー庁 | 四四五人 | |
| 特許庁 | 二、七九四人 | |
| 中小企業庁 | 一九七人 | |
| 合計 | 七、九八〇人 | |

（本省及び各外局別の定員）

**第一条**　経済産業省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 四、五三九人 | |
| 資源エネルギー庁 | 四四四人 | |
| 特許庁 | 二、七九三人 | |
| 中小企業庁 | 一九四人 | |
| 合計 | 七、九七〇人 | |